

天津大野木マイツ ニュースレター

2004年11月25日

No. 0407

文責：安達 友信

中国赴任者が支給を受ける賞与の課税について

2004年もあと1ヶ月少々となりましたが、年末といえば賞与の時期ですね。今回は、中国に赴任されている方が賞与の支給を受けた際の課税関係についてご説明いたします。

1. 賞与支給対象期間中に中国に赴任した場合

(1) 日本での課税関係

海外勤務者の場合、海外勤務期間が契約等によりあらかじめ1年未満とされている場合を除き、出国日の翌日から住所を有しない者と推定され非居住者として扱われ(日本国所得税法2-3) 非居住者は、国内源泉所得のみ課税。

賞与支給期間の途中で出国し非居住者となった者が、出国後支給を受ける賞与については、賞与総額のうち居住期間部分について、一律20%の税率にて源泉徴収され、日本での課税は完結。(日本国所得税法213)

【具体例】

賞与支給額(額面): 1,000,000円

賞与支給対象期間: 6月1日～11月30日

出国日: 9月1日

〔課税所得金額〕

$1,000,000 \text{円} \times 93 \text{日 (国内勤務期間)} / 183 \text{日 (賞与支給対象期間)}$
= 508,196円

国内勤務期間には出国日含む。

〔源泉徴収税額〕

$508,196 \text{円} \times 20\% = 101,639 \text{円}$

(2) 中国での課税関係

中国での課税は 現金主義課税と 計算期間按分課税の方法があります。

現金主義課税

支給を受けた賞与は支払月の個別給与・賃金として課税。すでに毎月の給与計算時に外国籍給与経費控除を使用しているため、支給された賞与全額が課税対象。

(国税発[1996]183号)

計算期間按分課税

中国に赴任する以前の期間に対応する部分が含まれている場合、賞与規定・賞与明細書等の税務局が要求する資料を提出し税務局が審査承認すれば、中国赴任後の期間に対応する部分についてのみ課税対象とすることができる。(中国国税函[1997]546号)

【具体例】対象期間按分課税の場合

上記(1)の具体例で、1元 = 13円とした場合

賞与支給額(税込): 1,000,000円 / 13円 = 76,923円

中国課税対象期間分 76,923円 × 3ヶ月 / 6ヶ月 = 38,461円

入国日より中国滞在期間を計算

日数按分はせず、1ヶ月分を計算対象とする。(国税発[1997]183号)

個人所得税額

38,461円 × 25% (税率) - 1,375円 (速算控除額) = 8,240円

2. 賞与支給対象期間の全期間が中国での勤務期間である場合

支給を受けた賞与は支払月の個別給与・賃金として課税。すでに毎月の給与計算時に外国籍給与と経費控除を使用しているため、支給された賞与全額が課税対象。(国税発[1996]183号)

【具体例】

賞与支給額(額面) 77,000円 × 35% (税率) - 6,375円 (速算控除額)

= 20,575円 (納税額)

3. 日本に帰任した場合

(1) 中国での課税関係

着任時の賞与について上記1.(2)の計算期間按分方式で課税されていた者が、中国での任務を終え日本に帰任した場合、帰任後に支給される賞与は、当該所得の取得時に、支給対象期間中に中国に勤務していた期間分について月割りで申告納税。(中国国税函[1997]546号)

ただし、中国に赴任した月と日本に帰任した月の日数合計が30日未満である場合には、帰任月に対応する賞与について課税対象外とすることができる。(中国国税外函[1997]061号)

(2) 日本での課税関係

日本に帰任された方は、通常は帰任と同時に即日本での居住者となり、帰任後支給を受けた賞与は対象期間に関係なく支給額全額が課税対象となる。

上記(1)により中国滞在期間分は中国にて課税されている場合、支給された賞与の一部は日本と中国での二重課税となり、確定申告により還付申告が可能。ただし、控除される税額は日本の税率による課税額であるため、中国で課税された税額全てが還付されるわけではなく注意が必要。

4. 非居住者の場合

出張ベースで業務を行なっている駐在員事務所の首席代表など中国において恒常的に勤務していない者(非居住者)については、中国勤務期間に対応する部分について課税。期間按分をする場合には日割りではなく月割りで計算し、滞在月数の計算は丸一ヶ月中国で勤務していない月については除外できる。(中国国税函[1999]245号)

(完)